

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(地方防衛局の内部組織) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局にあつては、<u>管理部を置かない。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(地方防衛局の内部組織) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局及び中国四国防衛局にあつては、<u>管理部を置かない。</u></p> <p>5 (略)</p>